

## 岸和田市長（旗）杯名義使用承認等に関する事務取扱要領

### （趣旨）

第1条 この要領は、生涯にわたり日常的にスポーツを楽しめる環境づくりを推進し、市民スポーツの競技力の向上や普及、心身の健全な発達と健康増進を図るとともに、市民生活の向上に資することを目的として開催される大会等のうち、市長が栄えあるものと認めた行事等について「岸和田市長（旗）杯（以下「市長杯」という。）」の名義使用の承認等に関し、必要な事項を定めるものとする。

### （定義）

第2条 この要領において、団体等とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。ただし、岸和田市暴力団排除条例（平成25年条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当しないものに限る。

- （1）市スポーツ協会及び市スポーツ少年団に所属し、その組織が市内において統一されている団体。
- （2）市スポーツ協会及び市スポーツ少年団が共催又は後援をする実行委員会等。
- （3）市内の公益法人又は特定非営利活動法人。
- （4）公益財団法人日本スポーツ協会の加盟団体等（中央競技団体、都道府県スポーツ協会、関係スポーツ団体、準加盟、承認団体）。
- （5）公益財団法人日本パラスポーツ協会の加盟団体等（スポーツ協会、指導者協議会、競技団体協議会、スポーツセンター）。
- （6）公益財団法人日本レクリエーション協会の加盟団体等（協力団体、都道府県協会、市町村協会）。
- （7）市内での活動実績がある、現に継続して活動している団体であり、かつ定款、規約、会則その他の当該団体が定めた規程により運営され、当該団体の設置目的が明らかであって、障がい者（以下、障がい児を含む。）福祉・スポーツの普及振興に寄与すると認められる団体。
- （8）前各号に定めるもののほか、市長が適当と認める団体等。

### （承認等の基準）

第3条 市長は、団体等が次の各号のいずれにも該当する行事等を行う場合に、市長杯名義の使用承認及び市長賞状等の交付を行うことができる。ただし、市長が特に認める場合はこの限りでない。

- （1）原則として、岸和田市内で開催し、継続的に行われること。

- (2) 参加者が競い合うことにより、技能の一層の向上が期待でき、スポーツの推進に寄与すること。
- (3) 開催規模は、市内全域を対象とした大会以上とし、参加者数の目安は前年度開催実績に基づき、概ね次のとおりとする。
  - ア. 団体種目 20 団体（チーム）以上
  - イ. 個人種目 50 人以上
  - ウ. 障がい者スポーツ 20 人以上
- (4) 特定の政治思想又は宗教に係る目的を有しないこと。
- (5) 公益性を害するもの及び法令等や公序良俗に反するものでないこと。
- (6) 営利活動や宣伝活動を主たる目的としないこと。
- (7) 参加費等を徴収する場合は、その費用が開催規模や内容に応じた適正な額であり、参加者の過重な負担とならないこと。
- (8) 暴力団、暴力団員及び暴力団密接関係者の利益となるおそれがないこと。
- (9) 承認すべきでない特別の事情がないこと。

(申請手続き)

第4条 市長杯名義使用及び市長賞状等交付を申請する者（以下「申請者」という。）は、岸和田市長杯名義使用承認申請書（様式1）に必要事項を記載し、原則として次に定める書類を添えて、行事等開催の2箇月前までに提出しなければならない。

- (1) 団体の定款、会則、規約、会報、団体の沿革など
- (2) 役員名簿
- (3) 行事实施計画書、行事实施要綱など（プログラム、広報チラシでも可）
- (4) 前年度開催実績等において参加者数を確認できる書類
- (5) 収支予算書（様式2）
- (6) 賞状等（申請者で用意すること）
- (7) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類

(承認等の通知)

第5条 市長杯名義使用を承認した場合は、岸和田市長杯名義使用承認書（様式3）を申請者に通知するものとする。また、承認することが不相当であると認められる場合は、岸和田市長杯名義使用不承認通知書（様式4）を申請者へ通知するものとする。

(承認後の変更)

第6条 申請者は、前条に定める承認の決定後に、行事等の計画を変更する場合は、あらかじめ市長に承認を得るものとする。

(承認の取消)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、市長杯名義の使用承認及び市長賞状等の交付を取り消すことができる。

- (1) 申請内容に虚偽があったとき。
- (2) 第2条及び第3条で定める要件を満たしていないことが明らかになったとき。
- (3) 行事等が中止になったとき。
- (4) 前各号に定めるもののほか、取り消すべき特別の事情があると認められるとき。

(実施報告)

第8条 申請者は、行事等を終了したときは、次に定める書類を速やかに提出しなければならない。

- (1) 岸和田市長杯実施報告書(様式5)
- (2) 収支報告書(様式6)
- (3) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類

2 原則として、前項に定める書類の提出がない場合は、当該申請者に対し、以後の市長杯名義の使用承認及び市長賞状等の交付決定を行わないものとする。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

(様式1)

## 岸和田市長杯名義使用承認申請書

年 月 日

岸和田市長 様 干

【申請者】 所在地  
団体名  
代表者氏名  
電話番号

岸和田市杯名義使用承認等に関する事務取扱要領第4条の規定により、次のとおり岸和田市長杯名義使用・市長賞状等の交付を申請します。

記

1. 申請内容 ・市長杯名義使用承認 ・市長賞状等交付 (※左記の該当項目を○で囲む)
2. 行事等名
3. 主催
4. 共催・後援
5. 開催日時
6. 開催場所
7. 行事等内容
- 参加費等： \_\_\_\_\_ 円
8. 参加予定人数
9. 担当者連絡先 干  
(住所・氏名・電話番号)

### 【誓約事項】

- 当行事等は、暴力団・暴力団員・暴力団密接関係者の利益となるおそれはありません。  
また、申請者・主催者等の役員、従業員、社員その他の構成員は、暴力団員及び暴力団密接関係者ではありません。
- 当行事等は全て（苦情・事故・災害ほかを含む。）を主催者の責任において実施します。
- 岸和田市長杯（旗）杯名義使用承認等に関する事務取扱要領を理解しました。

※上記項目について同意できる場合は  をお願いします。同意が無い場合は承認できかねます

【添付資料】 団体の定款・会則等 / 役員名簿 / 行事実施計画書等 / 収支予算書 / その他

(様式2)

# 収支予算書

岸和田市長 様

〒

【申請者】 所在地

団体名

代表者氏名

電話番号

行事等名

○収入の部

項目	金額(円)	内訳
計		

○支出の部

項目	金額(円)	内訳
計		

(例)

(様式3)

岸総秘第 号

年 月 日

住 所

団 体 名

代表者氏名

岸和田市長 ●● ●●

## 岸和田市長杯名義使用承認書

申請のありました「 」につきましては、提出時の行事等  
内容の範囲内で岸和田市長杯名義の使用を承認します。

ただし、当該行事等の実施について、本市は一切の責任を負いません。

また、行事等終了後には、「岸和田市長杯実施報告書（様式5）」及び「収支報告書（様式6）」を速やかにご提出くださいますようお願いいたします。

問合せ先／岸和田市

総合政策部秘書課 ●●

電話 072-423-9406

(例)

(様式4)

岸総秘第 号

年 月 日

住 所

団 体 名

代表者氏名

岸和田市長 ●● ●●

## 岸和田市長杯名義使用不承認通知書

年 月 日付にて申請のありました「 」に  
つきましては、提出時の行事内容等を勘案いたしましたが、下記理由により岸和田  
市長杯名義使用を承認することはできません。

記

1. のため

問合先／岸和田市

総合政策部秘書課 ●●

電話 072-423-9406

(様式5)

## 岸和田市長杯実施報告書

年 月 日

岸和田市長 様

所在地

団体名

代表者氏名

電話番号

次のとおり承認を受けました行事等が終了しましたので、実績を報告いたします。

決 定 の 区 分	岸和田市長杯名義使用 ・ 市長賞等交付 (※該当項目に○印を記入)
行 事 等 名	
日 時	
場 所	
内 容	
参加費等の徴収金	
参 加 人 数	
そ の 他 (※市長杯結果) (※市長賞状を 授与された者)	

(様式6)

# 収 支 報 告 書

岸和田市長 様

〒

所 在 地

団 体 名

代表者氏名

電 話 番 号

行 事 等 名

次のとおり承認を受けました行事等が終了しましたので、その収支を報告いたします。

## ○収入の部

項 目	金 額 (円)	内 訳
計		

## ○支出の部

項 目	金 額 (円)	内 訳
計		